

令和7年度

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター 事業概要

地域協働局

# 目 次

I	財団設立の趣旨	-----	1
II	財団の概要		
1	名 称	-----	1
2	所 在 地	-----	1
3	設 立 年 月 日	-----	1
4	基 本 財 産	-----	1
5	機 構 及 び 職 員 数	-----	2
6	評 議 員 ・ 役 員 等	-----	3
III	定 款	-----	4
IV	令和6年度事業報告		
1	事 業 報 告	-----	13
2	事業別収支計算書	-----	29
3	正味財産増減計算書	-----	30
4	貸 借 対 照 表	-----	32
5	財 産 目 録	-----	33
6	事業別収入明細書	-----	34
7	事業別支出明細書	-----	35
8	収 支 計 算 書	-----	36
	(参考) R 4～R 6年度財務状況	-----	38
V	令和7年度事業計画		
1	事 業 計 画	-----	39
2	経営改善の取組み状況	-----	47
3	事業別予定収支計算書	-----	48
4	予定正味財産増減計算書	-----	49
5	予定貸借対照表	-----	50
6	事業別予定収入明細書	-----	51
7	事業別予定支出明細書	-----	52
8	収 支 予 算 書	-----	53

## I 財団設立の趣旨

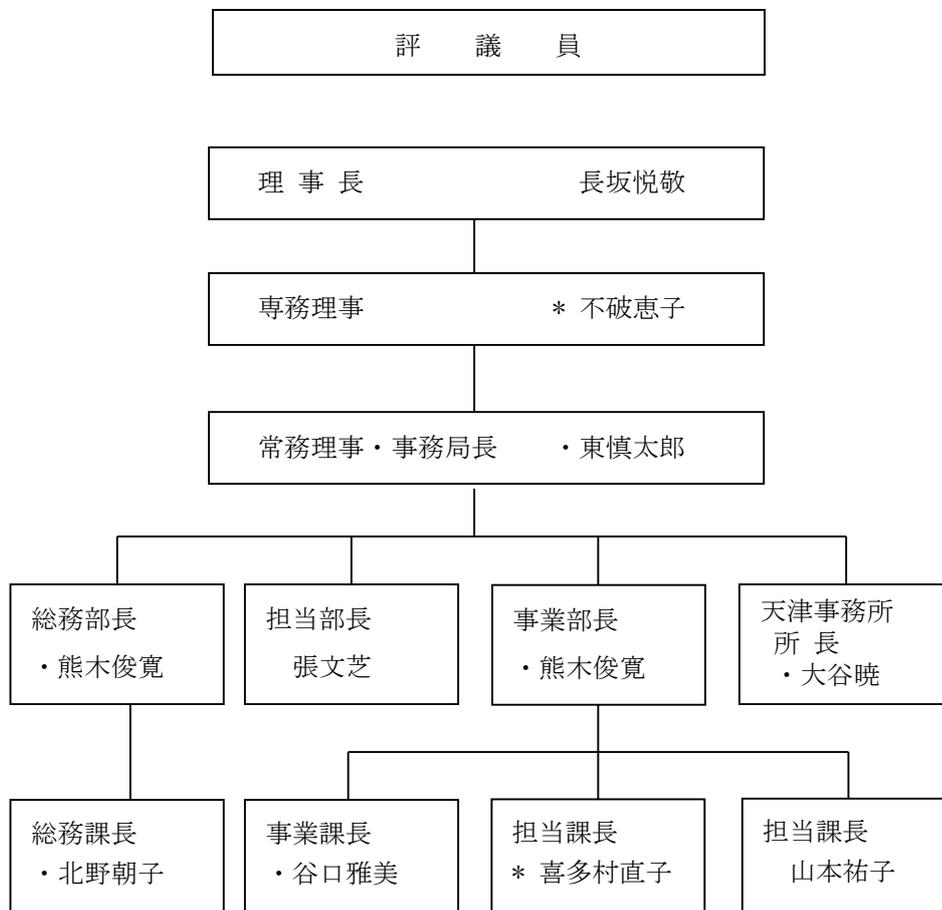
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

## II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
  
- 2 所 在 地 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号  
アスタくにつか1番館南棟4階
  
- 3 設立年月日 平成5年7月14日  
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
  
- 4 基本財産 300,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 \*は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和7年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総 務 部	2 (1)	1 (1)	2	5 (2)
事 業 部	総務部長兼務	3 (2)	9	12 (2)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
計	3 (2)	4 (3)	11	18 (5)

(注) ( )は神戸市派遣職員内書 (再任用職員を含む)。臨時職員を除く。

## 6 評議員・役員等

令和7年7月1日現在

## 評議員（7名）

役職名	氏名	現職名
評議員	勝沼 直子	神戸新聞社執行役員論説委員長
評議員	木村 出	独立行政法人国際協力機構関西センター所長
評議員	キラン S. セティ	在日米国商工会議所特別顧問
評議員	草薙 真一	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学教授
評議員	藤岡 由佳	藤岡金属株式会社代表取締役社長
評議員	横川 太	公益財団法人兵庫県国際交流協会専務理事
評議員	服部 星次	神戸市地域協働局副局長

## 理事（9名）・監事（2名）

役職名	氏名	現職名
理事長	長坂 悦敬	学校法人甲南学園理事長
副理事長	林 範彦	神戸市公立大学法人神戸市外国語大学副学長
専務理事	不破 恵子	神戸市地域協働局部長
常務理事	東 慎太郎	神戸市地域協働局部長
理事	岡村 武和	公益社団法人兵庫工業会理事
理事	坂西 卓郎	公益財団法人PHD協会事務局長兼常務理事
理事	阪本 真由美	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科教授
理事	奈良 雅美	特定非営利活動法人アジア女性自立プロジェクト代表理事
理事	西本 玲子	公益財団法人神戸YWCA総幹事
監事	飯塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所所長
監事	米山 浩	一般社団法人神戸市機械金属工業会事務局長

### Ⅲ 定款

#### 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター定款

##### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

##### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

##### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

## IV 令和6年度事業報告

### 1 事業報告

令和5年3月に策定した「中期経営計画」及び、神戸市から提示されたミッションに基づく経営改革プランを踏まえて、新長田・三宮・御影の拠点等を活用し、関係機関との連携を図りながら、①国際交流・多文化共生事業、②留学生支援事業、③国際協力事業及び④海外事務所運営事業を推進した。

#### 国際交流・多文化共生事業

地域において、日本人と在住外国人が相互理解のもと、ともに安心・安全で秩序ある生活を送ることができる多文化共生社会の実現を目指して、各事業に取り組んだ。

具体的には、在住外国人が日本で生活する上で必要な情報を理解し、日本人との相互理解のためのコミュニケーションツールとしても必要となる日本語の能力向上を目的とした地域日本語教育体制整備事業を実施した。

また、在住外国人が日本で円滑に生活するための生活相談窓口を運営するとともに、日本人と外国人との相互理解の促進のため、国際交流イベントを主催するほか、留学生等が登録する多文化交流員制度を活用して地域イベント等への外国人の参加を促進した。

#### (1) 地域日本語教育体制整備事業

関係機関の協力体制のもと、日本人と在住外国人との相互理解の促進につなげるため、外国人の日本語能力やコミュニケーション能力の向上を目的として、日本語教育を実施した。

##### ① 官民連携による総合的な日本語教育体制

- ・文部科学省の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」に基づき、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置
- ・外国人コミュニティ団体、地域日本語教室、日本語学校や行政機関等の関係者からなる総合調整会議を設置・開催し、日本語教育に関する意見交換を実施

○開催日 令和6年7月5日、令和7年3月13日

## ② 日本語学習機会の提供

- ・登録日本語講師による対面又はオンラインでの初級日本語クラスの開催  
[初級日本語クラス]
  - 活動実績 計 59 クラス、551 人（令和 7 年 3 月末時点）
- ・ボランティアの日本語サポーターが日本語をマンツーマンで教える活動を実施  
[日本語サポーター事業]
  - 活動実績 242 組（令和 7 年 3 月末時点）
- ・夜間中学校と連携した夜間中学夏期日本語教室を実施
- ・企業への日本語教師の派遣を実施
  - 活動実績 2 社

## ③ 地域日本語教室との連携

- ・低廉な受講料で地域日本語教室を開催し、地域の多文化共生に資する活動を行う民間の団体に対して、運営経費の一部を助成  
[地域日本語教室運営助成]
  - 助成実績
    - 地域日本語教室運営助成 13 団体
    - ウクライナ避難民向け地域日本語教室運営助成 1 団体
- ・地域日本語教室の課題把握のため、各教室を訪問し、地域の学習者や支援者の状況等についてインタビュー（令和 6 年度訪問実績 2 教室）
- ・地域日本語教室の人材確保支援のため、KICC の「日本語ボランティア入門講座」の受講者に対して地域日本語教室の情報提供等を実施
- ・地域日本語教室間の情報共有を図るため、日本語教室連絡会議を開催  
[日本語教室連絡会議]
  - 開催日 令和 7 年 3 月 25 日 参加団体 13 団体 17 人参加

## ④ 日本語教育人材に対する研修

- ・日本語教育の最新の動向や方法を学び、指導力の向上を図るため各研修を実施  
[日本語サポーターフォローアップ講座]
  - 開催日 令和 6 年 6 月 15 日、22 日、29 日 参加者数 20 人
- [KICC 登録日本語講師ブラッシュアップ研修]
  - 開催日 令和 6 年 11 月 22 日 参加者数 21 人

[日本語ボランティア入門講座]

○開催日 令和6年10月13日、27日、11月10日、24日 参加者数 20人

- ・日本人と在住外国人との相互理解の促進につながる「やさしい日本語」の普及を目的として、「やさしい日本語」の基礎知識や実践を学ぶための各研修を実施

[市民向けやさしい日本語研修]

○開催日 令和6年11月4日 参加者数 29人

[市職員向けやさしい日本語研修（長田区役所職員対象）]

○開催日 令和6年9月24日 参加者数 19人

[市職員向けやさしい日本語研修（神戸市職員対象）※地域協働課主催分]

○開催日 令和7年2月5日、6日 参加者数 25人

[他団体へのやさしい日本語研修]

（地域交流拠点 HATA+BE+「やさしい日本語」講座（主催：HATA+BE+））

○開催日 令和7年2月15日 参加者数 11人

## ⑤ その他事業

- ・日本語学習者の学習成果を実践する場として、日本語学習者がボランティアや留学生と日本語で会話する「にほんごでおしゃべり」や日本文化を体験する事業を実施

[にほんごでおしゃべり]

○開催日 令和6年6月11日、14日、7月17日、8月29日、9月5日、  
12月8日、12日

○参加者数（日本語学習者） 計54人

[書道・華道]

（書道）○開催日 令和6年4月24日、8月26日 外国人参加者数 計22人

（華道）○開催日 令和7年2月26日 外国人参加者数 計10人

## （2）情報提供・相談など総合窓口の運営

在住外国人が日本で生活するうえで必要な情報を得るための相談、情報提供、図書の閲覧コーナーの設置等を行うとともに、国際交流・多文化共生に資する活動を行う団体向けに貸会議室を提供した。

## ① 情報提供事業

### ア. ホームページにおける多言語情報の発信

- ・KICCのホームページ「Kobe Living Guide」において、生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）で提供

### イ. 図書コーナー・情報提供コーナー

新長田1階交流スペースや三宮にほんごプラザにおいて、以下を実施

- ・日本語学習に関する書籍等を閲覧できる図書コーナーを設置
- ・KICCや民間団体等が実施する国際交流事業、行政情報に関するチラシやポスターを掲示・配架

### ウ. メールマガジンの配信

- ・KICC日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信

○配信実績 31回（令和7年3月末時点）

## ② 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

### ア. 生活相談

- ・窓口及び電話等で在住外国人等からの各種問い合わせや日常的な相談を受け、行政情報や生活情報を提供

○対応言語及び相談曜日

相談言語 \ 曜日	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

※ ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時対応

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスなどにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

○利用実績 2,554件（うち、生活相談913件）（令和7年3月末時点）

#### イ. 専門相談 ※ア. 生活相談の内数

・行政書士による在留許可申請・行政手続に関する専門相談

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

○利用実績 24件（令和7年3月末時点）

・大阪出入国在留管理局神戸支局職員による出入国・在留手続等に関する専門相談

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

○利用実績 16件（令和7年3月末時点）

#### ウ. 外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

・神戸市内及び近郊で在住外国人の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術の向上のため、専門家による講義を開催し、情報交換を実施

○令和7年3月末現在 構成団体 14団体（その他オブザーバー参加 13団体）

開催年月	テーマ	講師
令和6年6月	労災認定手続きについて	兵庫労働局労働基準部労災補償課 労災年金監察官 前原 和明
令和6年9月	支援者のためのセルフケアについて	Healthier Life（ヘルシアライフ） 亀井 智子
令和7年1月	学校における外国人児童生徒へのケアについて	芦屋市教育委員会学校支援課 指導主事 小西三枝
令和7年3月	外国人にかかる防犯・防災について	兵庫県長田警察署警備課長 越智 礼子

### ③ 通訳翻訳支援事業

#### ア. 三者通訳事業

・区役所等職員からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区役所等職員・相談者・KICC職員による三者通話）を実施

○利用実績 246件（令和7年3月末時点）

## イ. 同行通訳事業

- ・在住外国人が公的機関等において相談を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳（事前予約制）を実施  
○利用実績 60件（令和7年3月末時点）

## ウ. 行政情報の多言語翻訳

- ・神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際課と連携して、市政情報の多言語翻訳やネイティブチェックを実施  
○利用実績 65件（令和7年3月末時点）  
（主な例）  
学校給食費制度説明チラシ、妊娠出産・子育てサポートプラン、国保・年金制度の説明チラシ、ごみ出しルール啓発チラシ、KOBÉ WELCOME FLYER、公立保育所重要事項説明書

## ④ 災害時外国人支援・防災啓発事業

### ア. 災害時外国人支援に係る研修事業〔登録者：50人 令和7年3月末時点〕

- ・災害時に避難所・区役所等において、通訳・翻訳等の支援活動を行う登録ボランティア及び災害時の外国人支援ボランティア活動に関心のある者を対象に、「KICC 災害時通訳・翻訳ボランティア研修会」及び「災害時多言語通訳ボランティア研修」を兵庫県国際交流協会等との共催により実施  
○開催日 令和6年9月7日 参加者数 62人  
○開催日 令和7年2月1日 参加者数 69人  
・KICC 職員向けの研修として、災害時多言語支援センター立ち上げ訓練を実施  
○開催日 令和7年1月20日 参加者数 23人

### イ. 地域の防災活動への参加支援

- ・地域団体等が主催する防災訓練に、神戸市内の在住外国人がKICC職員とともに参加することで、外国人の防災への意識醸成を促進  
〔新長田北安心安全の防災福祉コミュニティ〕  
○開催日 令和6年10月6日 参加者数 38人（外国人）  
〔橋及び東川崎ふれあいのまちづくり協議会〕  
○開催日 令和7年1月18日 参加者数 32人（外国人）  
〔兵庫区役所〕  
○開催日 令和7年2月24日 参加者数 12人（外国人）

### ⑤ ウクライナ避難民支援事業

外国人支援団体等と連携を図りながら、各事業を実施

- ・ウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置、通訳者の配置
- ・避難生活の長期化に伴って個別化する課題解決への取組み
- ・神戸市健康診査の案内等の生活情報を適宜提供
- ・ウクライナ人コミュニティによる活動を支援し、イベント開催等に協力

### (3) 在住外国人支援・国際交流事業

大学や外国人支援団体等と連携し、在住外国人支援や日本人と外国人との相互理解を深める国際交流事業を実施した。

(主な実施事業)

事業名	連携先
ランタンづくりワークショップ	(特非) 神戸定住外国人支援センター
食糧・物資支援事業	NPO 法人フードバンク関西、(特非) FM わい わい、神戸市社会福祉協議会 他
日本文化体験 (書初め、お雑煮等)	長田区連合婦人会、長田区役所
KOBE インターナショナルフェスタ	神戸市、神戸市教育委員会
KICC・JICA 連携講座 「海外へ旅立った先人のストーリー」	(独) 国際協力機構関西センター(JICA 関 西)、(一財) 日伯協会
外国にルーツのある子供の学習支援	神戸常盤大学
在住外国人向け健康相談	
国際交流イベント	
キャリアサポート事業 (起業支援、進学・就職相談)	日本経済大学神戸三宮キャンパス
国際交流イベント	
キッズ国際ひろば	KICC 自主事業

[連携中の大学] (( ) 内は協定書等締結月)

神戸市外国語大学 (平成 24 年 4 月)、神戸常盤大学 (令和 3 年 8 月)、日本経済大学  
神戸三宮キャンパス (令和 3 年 8 月)、甲南大学 (令和 5 年 8 月)、神戸国際大学  
(令和 7 年 2 月)

### ① 地域国際化推進事業助成

- ・地域における多文化共生・国際交流を推進するため、民間団体が主催する事業に

対して助成を実施

○助成実績 8 団体

## ② 地域における交流機会の拡充

- ・神戸市から「令和6年度外国人と市民との相互理解推進に向けた企画・運営業務」を受託し、多文化交流員制度<sup>\*</sup>を運用することで、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会等の地域団体が実施する地域のふれあい喫茶や防災訓練、清掃活動への参加等を通じて、地域における日本人と外国人との交流・相互理解を促進

### ※多文化交流員制度

市内に在住・在学・在勤する外国人等を多文化交流員として任命し、地域等からの依頼に基づき、地域行事等へ派遣する制度

○取組実績 多文化交流員登録者数 80 人（令和7年3月末時点）

地域からの依頼活動数 36 件（令和7年3月末時点）

## （4）ふたば国際プラザ運営

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」を基本理念に各事業を実施した。

○所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

○開館時間 水・木・金・土 10:00～20:00 火・日・祝 10:00～17:00

月曜日及び年末年始(12月28日～1月5日)は休館

(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日に休館)

### ① 在住外国人に対する生活情報支援

- ・来日して間もない在住外国人に対して日本で生活するに当たっての必要な情報や制度についてガイダンスを実施

### ② 日本人と在住外国人との交流・相互理解の推進

- ・ともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのため、日本人と在住外国人との交流を推進する事業を実施
- ・外国人講師を児童館へ派遣し、多様な国・地域の文化について紹介

### ③ 人材育成事業

- ・日本人と在住外国人との交流・相互理解等のボランティア活動にかかる体制づくりのため「共生社会に向けたボランティア養成講座」を実施

- ・児童館の子どもたちに対し文化紹介を行う「多文化ひろめ隊」の養成講座として、日本語表現や発表手法の習得を目的とした研修を実施

## (5) 担い手の育成・活用

地域で多文化共生や国際交流についての活動に従事する人材やボランティアを育成するため、多文化共生等に関する知見や経験を有する専門家などを招き、各種研修・講座を実施した。

[多文化まちづくりセミナー] ※神戸市からの受託事業（多文化交流員制度）の一環

○開催日 令和6年8月17日、24日、11月4日

○開催内容 第1回 基調講演「多文化共生とは？」 参加者数 36人

第2回「多文化共生とボランティア・防災の今～能登半島地震での現状をふまえて～」 参加者数 29人

第3回「多文化共生のための「やさしい日本語」」 参加者数 29人

[セミナー「多文化共生と外国につながる子どもたち」]

○開催日 令和7年2月21日 参加者数 42人

(以下、再掲)

[日本語サポーターフォローアップ講座]

○開催日 令和6年6月15日、22日、29日 参加者数 20人

[KICC登録日本語講師ブラッシュアップ研修]

○開催日 令和6年11月22日 参加者数 21人

[日本語ボランティア入門講座]

○開催日 令和6年10月13日、27日、11月10日、24日 参加者数 20人

[やさしい日本語研修]

○開催日 令和6年11月4日 参加者数 29人

[市職員向けやさしい日本語研修（長田区役所職員対象）]

○開催日 令和6年9月24日 参加者数 19人

[市職員向けやさしい日本語研修（神戸市職員対象）※地域協働課主催分]

○開催日 令和7年2月5日、6日 参加者数 25人

[他団体へのやさしい日本語研修]

(地域交流拠点 HATA+BE+「やさしい日本語」講座（主催：HATA+BE+）)

○開催日 令和7年2月15日 参加者数 11人

## 留学生支援事業

神戸と海外との交流の架け橋となる人材として、留学生とのつながりを促進することを目的に、事業に取り組んだ。

具体的には、神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、日本人と在住外国人との相互理解の促進に向けた日本人市民と留学生との交流機会の創出に努めた。

### (1) 奨学生事業

#### ① 奨学生の選考

- ・市内の大学に在籍する私費留学生の中から 30 人を選考
  - 奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）
  - 支給額 月額 8 万円
  - 支給方法 奨学金は篤志者からの寄付金等を原資とする基金をもとに神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給
  - 支給者数 30 人

(令和 6 年度支給者内訳)

#### ▶大学別

大学名	人数	大学名	人数
兵庫県立大学	10 人	関西国際大学	2 人
日本経済大学神戸三宮キャンパス	5 人	神戸国際大学	1 人
神戸学院大学	4 人	神戸市外国語大学	1 人
神戸情報大学院大学	4 人		
流通科学大学	3 人		

#### ▶出身国別

国名	人数	国名	人数
ベトナム	8 人	カンボジア	1 人
インドネシア	5 人	コンゴ民主共和国	1 人
タイ	2 人	台湾	1 人
中国	2 人	チュニジア	1 人
フィリピン	2 人	ナイジェリア	1 人
インド	1 人	ネパール	1 人
ウズベキスタン	1 人	パキスタン	1 人
カメルーン	1 人	マレーシア	1 人

## ② 奨学生関連事業

### ア. 市民との交流機会の提供

- ・奨学生が自国文化を日本人市民に紹介する「留学生との異文化交流サロン」等を4回実施したほか、奨学生が企画する交流イベントを開催

#### 異文化交流サロン等

- 第1回 開催日：令和6年7月27日 参加者数 73人  
内 容：「International Summer Festival」  
発表者：インド、インドネシア、ウズベキスタン、タイ、台湾、  
チュニジア、ネパール、ベトナム出身の奨学生
- 第2回 開催日：令和6年9月28日 参加者数 23人  
内 容：「異文化交流サロン～留学生母国のあるある～」  
発表者：カメルーン、コンゴ民主共和国、中国、パキスタン、ベトナム  
の奨学生
- 第3回 開催日：令和6年11月30日 参加者数 39人  
内 容：「防災 with 留学生～留学生が伝える“日本の防災”～」  
発表者：インドネシア、ウズベキスタン、中国、ネパール、フィリピン、  
ベトナム出身の奨学生
- 第4回 開催日：令和7年1月25日 参加者数 33人  
内 容：「ワールドアドベンチャー～アルファベット&ゲーム紹介～」  
発表者：インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム出身  
の奨学生

#### 奨学生企画イベント

- 大人のための絵本の会～インドネシアの文化を知ろう～  
開催日：令和6年9月14日 参加者数 14人
- 日本語学校の留学生のためのなんでも相談会  
開催日：令和6年11月17日 参加者数 16人
- 留学生のキッチン～ベトナム出身の留学生とバインミーをつくりませんか～  
開催日：令和6年12月14日 参加者数 19人

## イ. 奨学生による神戸市情報等の発信

- ・奨学生がインスタグラム等の SNS を活用し、神戸のおすすめの場所や神戸での留学生活等の情報発信を実施

○投稿実績 26 件

## (2) 文化施設見学の支援

公立及び民間の文化・社会教育施設等 (30 施設) と連携し、市内の留学生とその家族が無料で施設見学できるパス (はっぴいめもりーパス KOBE) を発行

○発行実績 11,932 枚

## (3) 地元企業への就職活動等の支援

### ア. 「外国人のための合同企業説明会」の開催

- ・神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、神戸市内及び兵庫県内の企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」を開催

○開催日 令和 6 年 6 月 19 日

○参加者数 約 710 人 (企業 76 社)

### イ. 留学生のための起業・創業セミナーの開催

- ・(公財) 神戸市産業振興財団、日本政策金融公庫、神戸商工会議所の後援により、起業の要件、手続きや知識、神戸市内で受けられる支援メニューなどの説明・紹介を行うとともに、留学生 OB による実際の起業事例を紹介するセミナーを開催

○開催日 令和 6 年 5 月 12 日、令和 6 年 10 月 6 日、令和 7 年 3 月 16 日

○参加者数 第 1 回 48 人、第 2 回 56 人、第 3 回 37 人

### ウ. 留学生と企業の交流会の開催

- ・神戸市海外ビジネスセンターが主催する、留学生の採用に関心を持つ企業と留学生が交流するイベントに対し協力を実施

○開催日 令和 7 年 3 月 25 日

○参加者数 企業 11 社、留学生 42 人

### エ. キャリアサポート

- ・日本経済大学神戸三宮キャンパスとの連携により、神戸市在住の留学生を始めとする外国人や、外国人の雇用を考えている企業を対象として、起業や就職、外国

人雇用について相談できる機会を提供

○開催日

[新長田] 4月～5月：水曜日、6月～3月：火曜日

[三 宮] 4月～5月：火曜日、6月～3月：月曜日

## 国際協力事業

開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決・互恵的な国際協力の推進を目的として、財団の経験やノウハウを活かし、国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業等に取り組んだ。

### （１）国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業

#### カンボジア王国における教育人材育成支援事業

神戸市外国語大学及び神戸市・神戸市教育委員会と連携し、カンボジア王国コンポントム州小学校教員養成校（PTTC）における教員の学生指導力向上支援事業に取り組み、令和６年度は、訪日研修（１回）と専門家派遣（２回）を実施した。

※３年間の事業を通じて、探求型学習の手法などカンボジア王国における指導力向上に貢献した。また、訪日研修のプログラムの中で神戸市内小学校における国際交流の機会を提供した。

#### [訪日研修]

- 開催日 令和６年１０月１５日～１０月２５日
- 参加者数 １２人

#### [専門家派遣]

- 第５回 開催日 令和６年８月３日～８月１５日
- 第６回 開催日 令和６年１２月２２日～１２月３０日

## 海外事務所の運営事業

神戸の友好都市である天津との交流を促進するとともに、中国からの観光客の誘致、国際医療交流、ファッション関連産業の中国市場進出支援に取り組み、中国の主要都市等におけるビジネス機会の創出、企業誘致及び企業進出の経済交流にかかる事業を推進した。

### (1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

#### ア. 友好都市交流事業

- ・ 天津市長ら天津市政府幹部の神戸市訪問に係る連絡調整
- ・ 天津市外事弁公室が実施する天津在住の外国人を対象とした「身近な国際社会」イベントに神戸市として参画
- ・ 天津市が主催した友好都市天津市訪問ツアーに神戸市立高校生 20 名が参加  
○開催日 令和 6 年 7 月 22 日～26 日
- ・ 王子動物園と天津市動物園の間の動物交換の実施に向けた連絡調整

#### イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ・ JETRO 上海が主催した対日投資セミナーにおいて、神戸医療産業都市について PR  
○開催日 令和 6 年 12 月 18 日
- ・ 中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業、又は神戸への進出、若しくは神戸企業とのマッチングを希望する中国企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを実施

#### ウ. 国際医療交流及び経済交流の推進

- ・ 国際医療交流の推進のため、神戸大学医学部と天津医科大学との医療交流の推進等に係る連絡調整
- ・ 天津市および深圳市等の政府機関による神戸医療産業都市への視察や、中国企業による市内視察等の連絡調整

#### エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・ 広東国際旅游博（CITIE2024）に参加し、神戸スイーツの試食等の提供を通じて神戸の観光物産を PR  
○開催日 令和 6 年 9 月 13 日～9 月 15 日
- ・ 日本大使館が主催するイベントに参加し、灘五郷の日本酒試飲やスポーツ関連情報を発信

- 開催日 令和6年11月20日（秋の交流会）
- 令和7年2月23日（スポーツと地方創生）
- 令和7年2月25日（天皇誕生日祝賀レセプション）

## 2 事業別収支計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	239,274,523	公益目的事業会計	239,482,939
国際協力事業収入	28,871,936	国際協力事業支出	26,621,401
		事業費支出	26,621,401
国際交流・多文化共生事業収入	159,187,350	国際交流・多文化共生事業支出	160,045,151
		事業費支出	159,636,371
		特定資産取得支出	408,780
留学生支援事業収入	14,119,000	留学生支援事業支出	15,671,212
		事業費支出	15,024,670
		特定資産取得支出	646,542
海外事務所運営事業収入	37,096,237	海外事務所運営事業支出	37,145,175
		事業費支出	36,841,717
		敷金・保証金支出	303,458
法人会計	17,760,394	法人会計	14,861,318
管理収入	17,760,394	管理支出	14,677,178
		特定資産取得支出	184,140
当期収入合計 (A)	257,034,917	当期支出合計 (D)	254,344,257
前期繰越収支差額 (B)	6,698,020	当期収支差額 (A) - (D)	2,690,660
収入合計 (A) + (B) = (C)	263,732,937	次期繰越収支差額 (C) - (D)	9,388,680

### 3 正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	2,483,385	1,934,000	549,385
基本財産受取利息	2,483,385	1,934,000	549,385
②事業収益	33,455,187	22,242,794	11,212,393
受託収益	33,191,287	22,142,194	11,049,093
神戸市受託収益	7,718,487	302,000	7,416,487
JICA受託収益	25,472,800	21,840,194	3,632,606
受講料等収益	228,500	56,200	172,300
施設利用料収益	35,400	44,400	△9,000
③受取補助金等	224,050,669	243,950,775	△19,900,106
受取補助金	216,811,020	238,539,661	△21,728,641
受取神戸市補助金	216,811,020	238,539,661	△21,728,641
受取助成金	1,901,432	117,090	1,784,342
受取CLAIR助成金	1,799,532	0	1,799,532
受取その他助成金	101,900	117,090	△15,190
受取補助金等振替額	5,338,217	5,294,024	44,193
④受取負担金	84,536	44,084	40,452
受取負担金	84,536	44,084	40,452
⑤受取寄附金	246,575	624,500	△377,925
受取寄付金	246,575	624,500	△377,925
受取寄附金等振替額	0	0	0
⑥雑収益	70,961	0	70,961
受取利息	9	0	9
広告収益	25,000	0	25,000
雑収益	45,952	0	45,952
経常収益計	260,391,313	268,796,153	△8,404,840
(2) 経常費用			
①事業費	245,014,204	249,884,553	△4,870,349
役員報酬	840,000	840,000	0
給料手当	63,911,004	50,240,754	13,670,250
通勤手当	2,500,500	1,991,777	508,723
退職給付引当金繰入額	1,014,822	1,791,514	△776,692
賞与引当金繰入額	3,192,096	2,773,177	418,919
退職給付費用	560,000	514,080	45,920
福利厚生費	8,273,440	7,142,949	1,130,491
旅費交通費	15,910,966	13,283,330	2,627,636
通信運搬費	2,352,410	1,736,773	615,637
減価償却費	5,584,001	5,539,808	44,193
什器備品費	1,527,736	1,119,463	408,273
消耗品費	1,734,461	2,171,572	△437,111
修繕費	20,715	1,369,568	△1,348,853
印刷製本費	900,495	431,791	468,704
光熱水費	1,941,139	1,630,699	310,440
使用料及賃借料	31,409,863	30,815,485	594,378
保険料	593,887	704,712	△110,825
諸謝金	25,215,742	17,721,142	7,494,600
公租公課	2,217,770	1,788,250	429,520
支払負担金	52,828	50,000	2,828
支払助成金	8,555,153	4,339,972	4,215,181
支払分担金	0	3,370	△3,370
支払手数料	935,205	2,988,947	△2,053,742
委託費	15,226,919	25,172,487	△9,945,568
役務費	15,631,283	16,874,871	△1,243,588
会議費	341,113	283,220	57,893
為替差損	17,024	10,958	6,066
雑費	498,528	617,511	△118,983
海外費(旅費)	836,293	3,782,471	△2,946,178
海外費(賃借料)	3,820,634	16,356,354	△12,535,720
海外費(委託料)	23,230,647	23,174,983	55,664
海外費(消耗品費)	5,118,936	11,469,418	△6,350,482
海外費(通信運搬費)	1,048,594	1,153,147	△104,553

科 目	当年度	前年度	増 減
②管理費	16,009,234	16,903,920	△894,686
役員報酬	360,000	360,000	0
給料手当	5,976,592	5,333,793	642,799
通勤手当	496,430	324,780	171,650
退職給付引当金繰入額	184,140	239,047	△54,907
賞与引当金繰入額	658,000	330,000	328,000
退職給付費用	0	128,520	△128,520
福利厚生費	1,178,484	1,015,550	162,934
旅費交通費	137,746	100,377	37,369
通信運搬費	202,519	236,808	△34,289
減価償却費	819,916	380,425	439,491
什器備品費	219,848	181,914	37,934
消耗品費	423,682	472,185	△48,503
修繕費	3,485	185	3,300
印刷製本費	33,715	74,095	△40,380
光熱水費	71,546	79,078	△7,532
使用料及賃借料	1,796,955	2,531,190	△734,235
保険料	4,690	4,690	0
公租公課	14,630	21,250	△6,620
支払負担金	538,500	534,298	4,202
支払寄附金	100,000	100,000	0
支払手数料	55,687	1,118,447	△1,062,760
委託費	2,120,504	1,977,189	143,315
役務費	66,230	794,770	△728,540
会議費	0	5,200	△5,200
交際費	35,500	21,960	13,540
雑費	510,435	538,169	△27,734
經常費用計	261,023,438	266,788,473	△5,765,035
評価損益等調整前当期經常増減額	△632,125	2,007,680	△2,639,805
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	△632,125	2,007,680	△2,639,805
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
①雑収益	1,599,604	200,000	1,399,604
雑収益	1,599,604	200,000	1,399,604
②過年度損益修正益	179,227	0	179,227
固定資産振替額	179,227	0	179,227
經常外収益計	1,778,831	200,000	1,578,831
(2) 經常外費用			
①除却損失	0	1	△1
建物附属設備除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	1	△1
②雑損失	0	0	0
貸倒損失	0	0	0
③過年度損益修正損	179,227	0	179,227
固定資産振替額	179,227	0	179,227
經常外費用計	179,227	1	179,226
当期經常外増減額	1,599,604	199,999	1,399,605
他会計振替前当期一般正味財産増減額	967,479	2,207,679	△1,240,200
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	967,479	2,207,679	△1,240,200
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	967,479	2,207,679	△1,240,200
一般正味財産期首残高	23,702,226	21,494,547	2,207,679
一般正味財産期末残高	24,669,705	23,702,226	967,479
II 指定正味財産増減の部			
①受取補助金等	0	2,120,250	△2,120,250
受取補助金	0	2,120,250	△2,120,250
②受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
③基本財産運用益	1,233	1,934,000	△1,932,767
基本財産受取利息	1,233	1,934,000	△1,932,767
④一般正味財産への振替額	△5,339,450	△7,228,024	1,888,574
一般正味財産への振替額	△5,339,450	△7,228,024	1,888,574
当期指定正味財産増減額	△5,338,217	△3,173,774	△2,164,443
指定正味財産期首残高	362,526,722	365,700,496	△3,173,774
指定正味財産期末残高	357,188,505	362,526,722	△5,338,217
III 正味財産期末残高	381,858,210	386,228,948	△4,370,738

#### 4 貸借対照表

(令和7年3月31日現在, 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,617,907	31,386,428	△ 12,768,521
未収金	6,209,213	1,617,611	4,591,602
前払金	3,186,650	1,176,949	2,009,701
内部会計貸付金	0	0	0
内部会計勘定	0	0	0
流動資産合計	28,013,770	34,180,988	△ 6,167,218
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	300,000,000	299,998,767	1,233
基本財産引当預金	0	1,233	△ 1,233
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
建物附属設備	44,555,819	48,459,499	△ 3,903,680
什器備品	1,066,932	1,627,654	△ 560,722
ソフトウェア	2,121,873	2,995,688	△ 873,815
退職給付引当資産	8,833,273	7,634,311	1,198,962
減価償却引当資産	5,555,757	5,515,257	40,500
財政調整積立資産	10,000,000	10,000,000	0
アジア国際協力積立資産	5,765,903	5,765,903	0
国際交流積立資産	3,677,978	3,677,978	0
特定資産合計	81,577,535	85,676,290	△ 4,098,755
(3) その他固定資産			
什器備品	3,051,906	4,117,606	△ 1,065,700
保証金	523,458	474,520	48,938
その他固定資産合計	3,575,364	4,592,126	△ 1,016,762
固定資産合計	385,152,899	390,268,416	△ 5,115,517
資産合計	413,166,669	424,449,404	△ 11,282,735
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	16,949,144	25,468,568	△ 8,519,424
未払消費税	1,093,900	1,012,900	81,000
預り金	582,046	1,001,500	△ 419,454
賞与引当金	3,850,096	3,103,177	746,919
内部会計借入金	0	0	0
流動負債合計	22,475,186	30,586,145	△ 8,110,959
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,833,273	7,634,311	1,198,962
固定負債合計	8,833,273	7,634,311	1,198,962
負債合計	31,308,459	38,220,456	△ 6,911,997
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取補助金	47,744,624	53,082,841	△ 5,338,217
寄付金	309,443,881	309,443,881	0
指定正味財産合計	357,188,505	362,526,722	△ 5,338,217
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(57,188,505)	(62,526,722)	(△ 5,338,217)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	24,669,705	23,702,226	967,479
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(15,555,757)	(15,515,257)	(40,500)
正味財産合計	381,858,210	386,228,948	△ 4,370,738
負債及び正味財産合計	413,166,669	424,449,404	△ 11,282,735

## 5 財産目録

(令和7年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	18,617,907	未払金	18,043,044
現金手許有高	230,547	地域日本語教室事業助成金 他	
普通預金	18,387,360	預り金	582,046
未収金	6,209,213	所得税預り金 他	
JICA受託収益等	6,209,213	賞与引当金	3,850,096
前払金	3,186,650		
海外旅行総合保険等	3,186,650		
流動資産合計	28,013,770	流動負債合計	22,475,186
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	8,833,273
投資有価証券	300,000,000	固定負債合計	8,833,273
兵庫県債 他		負債合計	31,308,459
基本財産合計	300,000,000	正味財産	381,858,210
特定資産			
減価償却引当資産	5,555,757		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	10,000,000		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	5,765,903		
三井住友銀行普通預金			
国際交流積立資産	3,677,978		
三井住友銀行普通預金			
建物附属設備	44,555,819		
新長田1F交流スペース他			
什器備品	1,066,932		
書架、液晶モニター他			
ソフトウェア	2,121,873		
ボランティア管理システム他			
退職給付引当資産	8,833,273		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	81,577,535		
その他の固定資産			
什器備品	3,051,906		
保証金	523,458		
その他固定資産合計	3,575,364		
固定資産合計	385,152,899		
資産合計	413,166,669		

## 6 事業別収入明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	239,274,523	35,054,791	203,544,988	674,744
国際協力事業収入	28,871,936	27,072,404	1,799,532	0
国際交流・多文化共生事業収入	159,187,350	7,603,387	151,291,436	292,527
留学生支援事業収入	14,119,000	379,000	13,740,000	0
海外事務所運営事業収入	37,096,237	0	36,714,020	382,217
法人会計	17,760,394	0	15,252,000	2,508,394
管理収入	17,760,394	0	15,252,000	2,508,394
合 計	257,034,917	35,054,791	218,796,988	3,183,138

## 7 事業別支出明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	239,482,939	84,606,603	153,389,859	1,486,477
国際協力事業	26,621,401	2,028,088	24,593,313	0
事業費支出	26,621,401	2,028,088	24,593,313	0
国際交流・多文化共生事業	160,045,151	70,761,107	88,747,567	536,477
事業費支出	159,636,371	70,761,107	88,747,567	127,697
特定資産取得支出	408,780	0	0	408,780
留学生支援事業支出	15,671,212	11,817,408	3,207,262	646,542
事業費支出	15,024,670	11,817,408	3,207,262	0
特定資産取得支出	646,542	0	0	646,542
海外事務所運営事業支出	37,145,175	0	36,841,717	303,458
事業費支出	36,841,717	0	36,841,717	0
敷金・保証金支出	303,458	0	0	303,458
法人会計	14,861,318	8,341,506	6,335,672	184,140
管理支出	14,677,178	8,341,506	6,335,672	0
特定資産取得支出	184,140	0	0	184,140
合 計	254,344,257	92,948,109	159,725,531	1,670,617

## 8 収支計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	2,482,152	1,925,000	557,152
基本財産利息収入	2,482,152	1,925,000	557,152
2 事業収入	33,455,187	22,242,794	11,212,393
受託収入	33,191,287	22,142,194	11,049,093
神戸市受託収入	7,718,487	302,000	7,416,487
J I C A受託収入	25,472,800	21,840,194	3,632,606
受講料等収入	228,500	56,200	172,300
施設利用料収入	35,400	44,400	△9,000
3 補助金等収入	218,712,452	240,777,001	△22,064,549
補助金収入	216,811,020	240,659,911	△23,848,891
神戸市補助金収入	216,811,020	240,659,911	△23,848,891
助成金収入	1,901,432	117,090	1,784,342
C L A I R助成金収入	1,799,532	0	1,799,532
その他助成金収入	101,900	117,090	△15,190
4 負担金収入	84,536	44,084	40,452
負担金収入	84,536	44,084	40,452
5 寄付金収入	246,575	624,500	△377,925
寄付金収入	246,575	624,500	△377,925
6 雑収入	1,670,565	200,000	1,470,565
受取利息収入	9	0	9
広告収入	25,000	0	25,000
雑収入	1,645,556	200,000	1,445,556
7 他会計からの繰入金収入	127,697	7,455	120,242
他会計からの繰入金収入	127,697	7,455	120,242
8 基本財産取崩収入	1,233	9,000	△7,767
基本財産引当預金取崩収入	1,233	9,000	△7,767
9 敷金・保証金戻り収入	254,520	74,462	180,058
保証金戻り収入	254,520	74,462	180,058
当期収入合計(A)	257,034,917	265,904,296	△8,869,379
前期繰越収支差額	6,698,020	7,367,756	△669,736
収入合計(B)	263,732,937	273,272,052	△9,539,115
II 支出の部			
1 事業費支出	237,996,462	242,042,240	△4,045,778
役員報酬支出	840,000	840,000	0
給料手当支出	66,684,181	52,502,940	14,181,241
通勤手当支出	2,500,500	1,991,777	508,723
退職給付支出	560,000	514,080	45,920
福利厚生費支出	8,273,440	7,142,949	1,130,491
旅費交通費支出	15,910,966	13,283,330	2,627,636
通信運搬費支出	2,352,410	1,736,773	615,637
什器備品費支出	1,527,736	1,119,463	408,273
消耗品費支出	1,734,461	2,171,572	△437,111
修繕費支出	20,715	1,369,568	△1,348,853
印刷製本費支出	900,495	431,791	468,704
光熱水費支出	1,941,139	1,630,699	310,440
使用料及賃借料支出	31,409,863	30,815,485	594,378
保険料支出	593,887	704,712	△110,825
諸謝金支出	25,215,742	17,721,142	7,494,600
公租公課支出	2,217,770	1,788,250	429,520
負担金支出	52,828	50,000	2,828
助成金支出	8,555,153	4,339,972	4,215,181
分担金支出	0	3,370	△3,370
手数料支出	935,205	2,988,947	△2,053,742
委託費支出	15,226,919	25,172,487	△9,945,568
役務費支出	15,631,283	16,874,871	△1,243,588
会議費支出	341,113	283,220	57,893
為替差損支出	17,024	10,958	6,066
雑支出	498,528	617,511	△118,983
海外費(旅費)支出	836,293	3,782,471	△2,946,178
海外費(賃借料)支出	3,820,634	16,356,354	△12,535,720
海外費(委託料)支出	23,230,647	23,174,983	55,664
海外費(消耗品費)支出	5,118,936	11,469,418	△6,350,482
海外費(通信運搬費)支出	1,048,594	1,153,147	△104,553

科 目	当年度	前年度	増 減
2 管理費支出	14,677,178	16,522,341	△1,845,163
役員報酬支出	360,000	360,000	0
給料手当支出	6,306,592	5,901,686	404,906
通勤手当支出	496,430	324,780	171,650
退職給付支出	0	128,520	△128,520
福利厚生費支出	1,178,484	1,015,550	162,934
旅費交通費支出	137,746	100,377	37,369
通信運搬費支出	202,519	236,808	△34,289
什器備品費支出	219,848	181,914	37,934
消耗品費支出	423,682	472,185	△48,503
修繕費支出	3,485	185	3,300
印刷製本費支出	33,715	74,095	△40,380
光熱水費支出	71,546	79,078	△7,532
使用料及賃借料支出	1,796,955	2,531,190	△734,235
保険料支出	4,690	4,690	0
公租公課支出	14,630	21,250	△6,620
負担金支出	538,500	534,298	4,202
寄付金支出	100,000	100,000	0
手数料支出	55,687	1,118,447	△1,062,760
委託費支出	2,120,504	1,977,189	143,315
役務費支出	66,230	794,770	△728,540
会議費支出	0	5,200	△5,200
交際費支出	35,500	21,960	13,540
雑支出	510,435	538,169	△27,734
3 他会計への繰入金支出	127,697	7,455	120,242
公益目的事業会計への繰入金支出	127,697	7,455	120,242
4 特定資産取得支出	1,239,462	4,393,136	△3,153,674
退職給付引当資産取得支出	1,198,962	2,030,561	△831,599
減価償却引当資産取得支出	40,500	242,325	△201,825
ソフトウェア購入支出	0	2,120,250	△2,120,250
5 固定資産取得支出	0	3,354,340	△3,354,340
什器備品購入支出	0	3,354,340	△3,354,340
6 敷金・保証金支出	303,458	254,520	48,938
保証金支出	303,458	254,520	48,938
当期支出合計(C)	254,344,257	266,574,032	△12,229,775
当期収支差額(B)-(C)	2,690,660	△669,736	3,360,396
次期繰越収支差額	9,388,680	6,698,020	2,690,660

## (参考) R4~R6財務状況

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	5年 →6年増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	43	2,008	▲ 632	▲ 2,640
		経常収益	260,306	268,796	260,391	▲ 8,405
		うち公益	243,343	249,736	242,631	▲ 7,105
		うち公益以外	16,963	19,060	17,760	▲ 1,300
		経常費用	260,263	266,788	261,023	▲ 5,765
		うち事業費(公益)	243,325	249,885	245,014	▲ 4,871
		うち事業費(公益以外)	0	0	0	0
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	16,938	16,904	16,009	▲ 895
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 156	199	1,600	1,401	
	経常外収益	0	200	1,779	1,579	
	経常外費用	156	1	179	178	
	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 113	2,207	967	▲ 1,240	
	一般正味財産期首残高	21,609	21,496	23,702	2,206	
	一般正味財産期末残高	21,496	23,702	24,669	967	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 4,750	▲ 3,174	▲ 5,338	▲ 2,164
		指定正味財産増加額	2,534	4,054	1	▲ 4,053
		指定正味財産減少額	7,284	7,228	5,339	▲ 1,889
うち一般正味財産への振替額		▲ 7,284	▲ 7,228	▲ 5,339	1,889	
指定正味財産期首残高		370,450	365,700	362,527	▲ 3,173	
指定正味財産期末残高		365,700	362,527	357,189	▲ 5,338	
正味財産期首残高	392,059	387,196	386,229	▲ 967		
当期正味財産増減	▲ 4,863	▲ 967	▲ 4,371	▲ 3,404		
正味財産期末残高	387,196	386,229	381,858	▲ 4,371		
貸借対照表(B/S)	資産合計	427,303	424,449	413,167	▲ 11,282	
	流動資産	39,042	34,181	28,014	▲ 6,167	
	固定資産	388,261	390,268	385,153	▲ 5,115	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	40,108	38,220	31,308	▲ 6,912	
	流動負債	34,504	30,586	22,475	▲ 8,111	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	5,604	7,634	8,833	1,199	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	387,196	386,229	381,858	▲ 4,371	
指定正味財産	365,700	362,527	357,189	▲ 5,338		
一般正味財産	21,496	23,702	24,669	967		

## V 令和7年度事業計画

### 1 事業計画

#### 国際交流・多文化共生事業

##### (1) 地域日本語教育体制整備事業

関係機関の協力体制のもと、日本人と在住外国人との相互理解の促進につなげるため、外国人の日本語能力やコミュニケーション能力の向上を目的として、日本語教育を実施する。

また、地域協働局配置の地域日本語教育総括プロデューサーと連携して、市内民間団体を含めた市全体でのより効果的な日本語教育体制の構築に向けた検討を進める。

##### ① 日本語学習機会の提供

- ・ 対面及びオンラインにて、登録日本語講師による初級日本語クラスを開催
- ・ 日本語サポーターがマンツーマンで日本語を教える活動を実施し、日本語学習支援を実施
- ・ 夜間中学校と連携した夜間中学夏期日本語教室の実施
- ・ 企業への日本語教師の派遣等を実施

##### ② 地域日本語教室との連携

- ・ 地域日本語教室への訪問、地域日本語教室連絡会議の開催、地域日本語教室への助成の実施を通じて、地域日本語教室との連携・支援を図る
- ・ 地域日本語教室への訪問やインタビューにより、支援ニーズや潜在的な学習希望者の把握に努める

##### ③ 日本語教育に関する人材の育成

- ・ 神戸市における地域日本語教育の裾野を広げるため、日本語学習支援に関心のある者を対象とした講座を実施し、新たな人材の養成を図るとともに、地域における活動の場へつなぐ
- ・ 既存の支援者に対しても、課題共有や他の好事例の学習を目的とした講座を実施し、能力の向上を図る
- ・ 「やさしい日本語」の普及に向けた研修を開催

#### ④ その他事業

- ・日本語学習者と地域の日本人が交流し、相互理解を図る場として、日本語学習者がボランティアや留学生と日本語で会話する「日本語でおしゃべり」や、学習成果をアウトプットする場として、「学習成果発表会」を実施
- ・神戸市が取り組む高校生世代の外国人等を対象とした「日本語教育プログラムの実証事業」に参画

### (2) 情報提供・相談など総合窓口の運営

在住外国人が日本で生活するうえで必要な情報を得るための相談、情報提供、図書の閲覧コーナーの設置等を行うとともに、国際交流・多文化共生に資する活動を行う団体向けに貸会議室を提供する。

#### ① 情報提供事業

##### ア. ホームページにおける多言語情報の発信

- ・KICC のホームページ「Kobe Living Guide」において、生活情報を 11 言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）で提供

##### イ. 図書コーナー・情報提供コーナー

新長田 1 階交流スペースや三宮にほんごプラザにおいて、以下を実施

- ・日本語学習に関する書籍等を閲覧できる図書コーナーを設置
- ・KICC や民間団体等が実施する国際交流事業、行政情報に関するチラシやポスターを掲示・配架

##### ウ. メールマガジンの配信

- ・KICC 日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信

#### ② 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

##### ア. 生活相談

- ・窓口及び電話等で在住外国人等からの各種問い合わせや日常的な相談を受け、行政情報や生活情報を提供

○対応言語及び相談曜日

相談言語 \ 曜日	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

※ ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時対応

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

**イ. 専門相談**

- ・行政書士による在留許可申請・行政手続に関する専門相談を実施

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

- ・大阪出入国在留管理局神戸支局員による出入国・在留手続等に関する専門相談を実施

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

**ウ. 外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）**

- ・神戸市内及び近郊で在住外国人の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術の向上のため、専門家による講義を開催し、情報交換を実施

**③ 通訳翻訳支援事業**

**ア. 三者通訳事業**

- ・区役所等職員からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区役所等職員・相談者・KICC職員による三者通話）を実施

## **イ. 同行通訳事業**

- ・在住外国人が公的機関等において相談を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳（事前予約制）を実施

## **ウ. 行政情報の多言語翻訳**

- ・神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際課と連携して、市政情報の多言語翻訳やネイティブチェックを実施

## **④ 災害時外国人支援・防災啓発事業**

### **ア. 災害時外国人支援に係る研修事業**

- ・災害時に避難所・区役所等において、通訳・翻訳等の支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録を実施
- ・(公財)兵庫県国際交流協会、近畿地域国際化連絡協議会（当財団を含む10団体によるボランティア相互派遣等の支援協定）と共催で災害時通訳・翻訳ボランティアを対象とした研修を開催

### **イ. 防災啓発事業（地域の防災活動への参加支援）**

- ・区役所や地域団体が主催する防災訓練への参加や在住外国人向け防災情報の発信などにより、外国人の防災意識を啓発

### **ウ. 多文化防災リーダー育成・活動支援事業**

- ・神戸市から「令和7年度多文化防災リーダー育成・活動支援業務」を受託し、大学や地域団体と連携し、多文化防災リーダーの活動の支援を実施
- ・地域等において主体的に防災活動を担う外国人材を育成するため、多文化防災リーダーの人材育成プログラムを構築

## **⑤ ウクライナ避難民支援事業**

外国人支援団体等と連携を図りながら、各事業を実施

- ・ウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置、通訳者の配置
- ・長期化する避難生活において、個々の状況に応じた生活支援を実施するとともに自立に向けた支援に取り組む

### (3) 在住外国人支援・国際交流事業

大学や外国人支援団体等と連携し、在住外国人支援や日本人と在住外国人との相互理解を深める国際交流事業を実施する。

#### ① 大学や外国人支援団体等との連携事業

(主な実施予定事業)

事業名	連携先
国際交流イベント（異文化交流サロン）	留学生など
子ども向け国際理解事業（キッズ国際ひろば）	
キャリアサポート事業（起業支援、進学・就職相談）	大学
在住外国人向け健康相談事業	

#### ② 地域国際化推進事業助成

- ・地域における多文化共生・国際交流を推進するため、民間団体が主催する事業に対して助成を実施

#### **(4) ふたば国際プラザ運営**

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」を基本理念に各事業を実施する。

##### **① 在住外国人に対する生活情報支援**

- ・来日して間もない在住外国人に対して日本で生活するに当たっての必要な情報や制度についてガイダンスを実施

##### **② 日本人と在住外国人との交流・相互理解の推進**

- ・ともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのため、日本人と在住外国人との交流を推進する事業を実施

##### **③ 人材育成事業**

- ・各種講座や研修を実施し、日本語学習支援や国際理解を推進するための人材育成に取り組む

#### **(5) 担い手の育成・活用**

地域で多文化共生や国際交流についての活動に従事する人材やボランティアを育成するため、多文化共生等に関する知見や経験を有する専門家などを招き、各種研修・講座を実施する。

## 留学生支援事業

### (1) 奨学生事業

#### ① 奨学生の選考

- ・神戸市からの受託により、市内大学に在籍する私費留学生の中から 30 人を選考  
○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

#### ② 奨学生関連事業

##### ア. 市民との交流機会の提供

- ・奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生が自国文化等を紹介するイベント等を開催

##### イ. 奨学生による神戸市情報等の発信

- ・奨学生がインスタグラム等の SNS を活用し、神戸のおすすめの場所や神戸での留学生活等の情報発信をすることにより、神戸の魅力を PR

### (2) 文化施設見学の支援

公立及び民間の文化・社会教育施設等（31 施設）と連携し、市内の留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパス KOBE）を発行する。

なお、奨学生には、はっぴいめもりーパス KOBE を利用して訪れた場所を紹介するインスタグラムの原稿の作成を依頼し、自身のアカウントで投稿してもらうとともに、原稿を KICC に提出させ、KICC のインスタグラムにおいても発信するといった取組みを行っている。

### (3) 地元企業への就職活動等の支援

#### ア. 「外国人のための合同企業説明会」の開催

- ・神戸市海外ビジネスセンター等との共催により、神戸市内及び兵庫県内の企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」を開催

#### イ. 留学生のための起業・創業セミナーの開催

- ・経済団体や金融機関と連携し、留学生等を対象に市内での起業・創業に向けたセミナーを開催

#### ウ. 留学生と企業の交流会の開催

- ・神戸市や大学等と連携し、就職相談や留学生と市内企業の交流機会を提供し、留学生の就職を支援

#### エ. キャリアサポート

- ・日本経済大学神戸三宮キャンパスとの連携により、神戸市在住の留学生を始めとする外国人や、外国人の雇用を考えている企業を対象として、起業や就職、外国人雇用について相談できる機会を提供

### 海外事務所の運営事業

#### (1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和60年開設）

##### ア. 友好都市交流事業

- ・天津市との教育・医療交流など友好交流事業に係る連絡調整
- ・王子動物園と天津市動物園の間の動物交換の実施に向けた連絡調整

##### イ. 国際医療交流及び経済交流の推進

- ・中国において病院・医療関係企業・機構等との交流・協力、医療関連イベントの開催や参加等の国際医療交流の推進に係る連絡調整
- ・中国の医療関連企業に対する医療産業都市への進出のPR、経済的な側面における交流を推進
- ・中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業、又は神戸への進出、若しくは神戸企業とのマッチングを希望する中国企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを実施

##### ウ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・各種物産展等における神戸物産のPRや海外の販路開拓支援を実施
- ・神戸観光局と協力し、観光PR動画や特集記事等、神戸の観光情報の発信を支援

## 2 経営改善の取組み状況

神戸市から令和7年度に財団の取り組むべきミッション（神戸市の施政方針の下、市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標）が提示された。

これを踏まえ、令和5年度に策定した中期経営計画に基づき、日本語学習支援や生活相談・情報提供、各種人材育成事業の重点化に取り組み、多文化共生のまちづくりを推進する。また、人事制度の見直し等により組織力の強化に努める。

### 【主な取り組み】

#### （1）財団機能の重点化の推進

多文化共生のまちづくりを担う人材の育成や、関係団体の連携をコーディネートする中間支援組織としての機能を重点化するため、経営資源の集中に努めた。

令和7年度は、新たな市内大学との連携を模索し、グローバル人材の育成や活用、相互の人的・知的資源や施設の活用による国際交流・多文化共生・地域貢献活動の充実に向けた取り組みを目指す。また、民間事業者の知見を活用し、他都市の事例調査を行い、在住外国人だけでなく日本人にとってもわかりやすい広報の在り方について検討する。今後も、外国人支援団体や大学・留学生等との協力による多文化共生・国際交流事業を展開する。

#### （2）組織力の強化・人材育成

多様化する在住外国人支援のニーズに対応するため、人材の育成や確保が重要である。職員の個々のキャリア形成や資質向上を促すため、研修機会の提供や他団体が開催する外部研修への参加を奨励する。また、令和7年度に取り組む事業のうち、特に重点化を進める日本語学習支援事業において、人材配置や資源の集中に向けて検討する。さらには、日本語学習支援にかかる人材や多文化共生のまちづくりを担う人材の育成に取り組む。

（参考）神戸市から提示されたミッション

##### ■中長期的なミッション（神戸市行政改革方針2025期間中のミッション）

ミッション①	「地域国際化事業の重点化」・「互恵的な国際協力の推進」
ミッション②	「地域国際化事業の重点化」・「互恵的な国際協力の推進」に対応できる組織体制への見直し
ミッション③	企業や民間団体等との協働の推進

##### ■短期的なミッション（令和7年度のミッション）

ミッション①	神戸市・企業・民間団体等との連携による持続可能な日本語学習支援事業体制の構築
ミッション②	一元的相談窓口（ワンストップ相談窓口）のプレゼンス向上
ミッション③	関係機関等とのネットワーク拡充による団体の認知度向上と効果的な情報発信の実施

### 3 事業別予定収支計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
公益目的事業会計	209,606,000	公益目的事業会計	209,606,000
国際協力事業	5,100,000	国際協力事業	5,100,000
国際交流・多文化共生事業	159,001,000	国際交流・多文化共生事業	159,001,000
留学生支援事業収入	15,117,000	留学生支援事業支出	15,117,000
海外事務所運営事業収入	30,388,000	海外事務所運営事業支出	30,388,000
法人会計	18,741,000	法人会計	16,202,000
管理収入	18,741,000	管理支出	16,202,000
当期収入合計 (A)	228,347,000	当期支出合計 (D)	225,808,000
前期繰越収支差額 (B)	9,388,680	当期収支差額 (A) - (D)	2,539,000
収入合計 (A) + (B) = (C)	237,735,680	次期繰越収支差額 (C) - (D)	11,927,680

#### 4 予定正味財産増減計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	2,899,000	
事業収益	12,132,000	
受取補助金等	218,497,000	
雑収益	0	
経常収益計		233,528,000
(2) 経常費用		
事業費	214,821,000	
管理費	16,901,000	
経常費用計		231,722,000
当期経常増減額		1,806,000
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		1,806,000
一般正味財産期首残高		24,669,705
一般正味財産期末残高		26,475,705
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	0	
一般正味財産への振替額	△ 5,164,000	
当期指定正味財産増減額		△ 5,164,000
指定正味財産期首残高		357,188,505
指定正味財産期末残高		352,024,505
当期正味財産増減額		△ 3,358,000
正味財産期首残高		381,858,210
III 正味財産期末残高		378,500,210

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 213,016千円

(2) 受託料 6,902千円

## 5 予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	26,099,644	未払金	17,543,044
未収金	700,000	未払法人税等	500,000
前払金	3,186,650	預り金	582,000
流動資産合計	29,986,294	賞与引当金	3,850,096
2. 固定資産		流動負債合計	22,475,140
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券	300,000,000	退職給付引当金	10,091,273
基本財産合計	300,000,000	固定負債合計	10,091,273
(2) 特定資産		負債合計	32,566,413
建物附属設備	40,652,139		
什器備品	521,464	III 正味財産の部	
退職給付引当資産	10,091,273	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	5,555,757	受取補助金	42,580,624
財政調整積立資産	10,000,000	寄附金	309,443,881
アジア国際協力積立資産	5,765,903	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
国際交流積立資産	3,677,978	(うち特定資産への充当額)	52,024,505)
ソフトウェア	1,974,033	指定正味財産合計	352,024,505
特定資産合計	78,238,547	2. 一般正味財産	
(3) その他固定資産		一般正味財産	26,475,705
什器備品	2,318,324	(うち基本財産への充当額)	( 0 )
保証金	523,458	(うち特定資産への充当額)	(16,122,769)
その他固定資産合計	2,841,782	一般正味財産合計	26,475,705
固定資産合計	381,080,329	正味財産合計	378,500,210
資産合計	411,066,623	負債及び正味財産合計	411,066,623

## 6 事業別予定収入明細書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	209,606,000	12,132,000	197,474,000	0
国際協力事業	5,100,000	5,000,000	100,000	0
国際交流・多文化共生事業	159,001,000	6,830,000	152,171,000	0
留学生支援事業収入	15,117,000	302,000	14,815,000	0
海外事務所運営事業収入	30,388,000	0	30,388,000	0
法人会計	18,741,000	0	15,842,000	2,899,000
管理収入	18,741,000	0	15,842,000	2,899,000
合 計	228,347,000	12,132,000	213,316,000	2,899,000

## 7 事業別予定支出明細書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	209,606,000	81,639,000	127,967,000	0
国際協力事業				
事業費支出	5,100,000	840,000	4,260,000	0
国際交流・多文化共生事業				
事業費支出	159,001,000	68,583,000	90,418,000	0
留学生支援事業支出				
事業費支出	15,117,000	12,216,000	2,901,000	0
海外事務所運営事業支出	30,388,000	0	30,388,000	0
法人会計	16,202,000	9,995,000	6,207,000	0
管理支出	16,202,000	9,995,000	6,207,000	0
合 計	225,808,000	91,634,000	134,174,000	0

## 8 収支予算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	2,899,000	
事業収入	12,132,000	
補助金等収入	213,316,000	
雑収入	0	
事業活動収入計		228,347,000
2. 事業活動支出		
事業費支出	209,606,000	
管理費支出	16,202,000	
事業活動支出計		225,808,000
事業活動収支差額		2,539,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	0	
投資活動収入計		0
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	0	
短期貸付金支出	0	
投資活動支出計		0
投資活動収支差額		0
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		9,388,680
次期繰越収支差額		11,927,680

「令和7年度（公財）神戸国際コミュニティセンター事業概要」

令和7年7月

編集：（公財）神戸国際コミュニティセンター